

# 東京都皮革産業健康保険組合からお知らせ

## 平成30年度より

### 二次健診（要精密検査E判定）が保険診療扱いになります

当組合は東振協（全国700か所の健診機関と契約）と健診事業の契約を結んでいますが、東振協から、平成30年度より二次健診（要精密検査E判定）が保険診療扱いとなる旨通知がありました。

当組合でも受診機関による差が出ることを避けるため、東振協の体制に合わせ、**平成30年度より二次健診（要精密検査E判定）を保険診療とさせていただきます。**

「健診は早期発見・早期治療が目的」です。ご負担をおかけしますが、今後とも要精密検査（E判定）、要治療（D判定）、要再検査（C判定）につきましては必ず医療機関を受診されますようお願いいたします。

平成29年度まで

・二次健診（要精密検査E判定）  
検査費用は原則健保負担

・要再検査（C判定）  
検査費用は保険診療



平成30年度から

・二次健診（要精密検査E判定）  
検査費用は保険診療

・要再検査（C判定）  
検査費用は保険診療

問い：平成30年3月に健診を受けたので精密検査が4月以降になってしまうのですが？

答え：平成29年度内に一次健診を受診したものについては、平成29年度までの制度を適用いたします。